

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

育児休業等の対象となる子の範囲の見直しについて（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年高知県条例第 1 号。以下「育児休業条例」という。）及び職員の育児休業等に関する規則（平成 11 年高知県人事委員会規則第 24 号）並びに公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 46 号。以下「勤務時間条例」という。）、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号。以下「勤務時間規則」という。）及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成 6 年 12 月 21 日付け 6 高人委第 281 号高知県人事委員会委員長通知）の一部がそれぞれ改正され、育児休業等の対象となる「子」の範囲が拡大されました。

改正の内容については、下記のとおりですので、貴管内の教職員に周知してください。

記

1 主な改正内容

（1）制度の対象となる「子」の範囲の拡大

次の（2）に掲げる制度の対象となる「子」について、法律上の親子関係にある子（実子及び養子）に加え、次に掲げる法律上の親子関係に準ずると言える関係にある子を対象範囲とする。

ア 特別養子縁組の監護期間中の子

イ 養子縁組里親に委託されている子

ウ 養子縁組によって養親となることを希望する職員に児童を委託しようとしたが、当該児童の実親の同意が得られなかったため、養育里親としての当該職員に委託されている当該児童

（2）（1）の改正に係る制度

ア 育児休業法関係

（ア） 育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項、育児休業条例第 2 条の 2）

（イ） 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項）

（ウ） 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項）

イ 勤務時間条例関係

（ア） 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限（勤務時間条例第 9 条第 1 項）

（イ） 子に係る次の特別休暇（勤務時間条例第 12 条、勤務時間規則第 12 条第 1 項）

- ・ 男性職員の育児参加（勤務時間規則第12条第1項表(13)）
 - ・ 育児時間（同表(15)）
 - ・ 看護（同表(16)）
 - ・ 骨髄又は末梢血幹細胞の提供（同表(18)）
 - ・ 父母、配偶者及び子の祭日（同表(20)）
 - ・ 忌引（同表(21)）
- ※ 対象者が要介護状態になった場合の介護のための制度（介護休暇、短期介護休暇、介護時間等）について、対象者である「子」の範囲は、これまでどおり法律上の親子関係にある子のみ。

2 施行日

平成 29 年 4 月 1 日